プロジェクト	グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果
項目	適用時期及び経過措置

I.　本資料の目的

1. グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いについて、取扱いを見直し、税効果適用指針及び日本公認会計士協会による会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」の改正（以下「本改正」という。）を行うことを検討している。本資料は、本改正を行う場合についての適用時期及び経過措置について検討することを目的としている。

II.　適用時期

2. 本改正の対象となる取引はグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に限定されており、また、その処理については、購入側企業における再売却等についての意思決定の有無により判断を行うが、購入側企業における子会社等に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異への税効果会計の適用において、当該意思決定について一定の判断がなされていると考えられるため、本改正への対応には長期の準備期間を必要としないと考えられる。

　したがって、今後、公開草案を公表し、2022 年中（2023 年 3 月期の期中）に最終化すると仮定し、一定の周知期間を考慮した、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することが考えられるがどうか。

　なお、本改正の対象となる取引は限定されると考えられる一方で、一定の早期適用へのニーズもあると考えられるため、本改正の公表日以後最初に終了する事業年度の年度末からの早期適用を認めることが考えられるがどうか。

ディスカッション･ポイント①
適用時期に関する事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

III.　経過措置

3. 本改正の適用は、会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則及び手続きを変更するものであるため、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 5 項(1)の「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に該当すると考えられる。「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」が行われた場合、「企業会計基準第 24 号」第 6 項(1)では、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することとしている。

4. この点、本改正への対応は、本改正の対象となる取引はグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に限定されており、当該取引による譲渡損益について、売却元企業の税務申告書において譲渡損益調整勘定として計上しているため、遡及適用が必要となる過去の期間における対象取引の把握は可能であると考えられる。

   また、その処理については、購入側企業における再売却等についての意思決定の有無により判断することになるが、この点については、購入側企業における子会社等に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異への税効果会計の適用において、当該意思決定について一定の判断がなされていると考えられる[1]。

5. よって、過去の期間への遡及適用が困難となる可能性は低いと考えられることから、本改正の適用においては、特段の経過的な取扱いを定める必要はないと考えられるがどうか。

ディスカッション･ポイント②
経過措置に関する事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以　上

[1] 2018 年に公表された税効果適用指針において、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを、連結財務諸表における子会社に対する投資に係る将来加算一時差異の取扱いに合わせる記載に見直されているが、それに関する経過的な取扱いについて、税効果適用指針第 161 項で、「本適用指針において見直した個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いについては、連結財務諸表における子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異との整合性の観点から変更されたものであることから、過去の連結財務諸表において子会社株式等の売却等の意思について一定の判断がなされていると考えられるため、経過的な取扱いを定めないこととした」とされている。